

森 林 管 理 方 針

Forest Management Policy

(令和2年12月22日 管理者承認)

1. 基本理念

自然と人間の共生する環境型社会を目指して、環境に配慮した適切な森林管理と木材等の森林資源の有効利用を通じて地域社会に貢献する。

2. 基本方針

関係する法規制や森林管理のための FSC10 原則を遵守し、以下の基本方針に基づき実施する。

- ☆ 環境に配慮した森林管理方法を明らかにし、職員並びに関係機関に対する理解と意識の向上に努める。
- ☆ 地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係が保たれるように努める。
- ☆ 常に長期的視野に立って経営計画を定め、確実な実行、定期的な点検、見直し改善に努める。

3. 活動事項

A 環 境

- 天然林は保護できる所は保護し、景観の多様化を図り豊かな生態系を礎きます。
- 私たちの清流美幌川を守り、下流域住民の水瓶として森林を保全します。
- 野生動物と共生のための水質汚染を防ぎ、水生生物の多様性を確保します。

B 社 会

- 森林の持つ多面的な機能について広く一般住民に理解を求めるため、都市住民と連携した森林づくりをします。
- 職員の就業安定の確保と地域社会の雇用の場として社会的・経済的に寄与します。
- 子供たちへの環境教育の場として、フィールド及び情報の提供を行います。

C 経 済

- 環境型社会における木材の価値を高め、木材の利用拡大と安定供給に努めます。
- 経済的に安定した森林管理のために、高密路林道網の整備と管理計画に基づく施業を実行します。
- 木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化を徹底的に実施し、かつ、環境負荷を最小にする努力をします。

4. 汚職の防止

当認証グループは、いかなる贈収賄行為にも関わりません。

附則 この方針は令和2年12月22日より施行する。